

社会人選考採用試験（事務官（共通））【係長級（一般職相当）】
募集要項

宮崎労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

宮崎労働局の常勤職員（国家公務員）

2 業務内容

宮崎労働局及び県内の公共職業安定所（ハローワーク）において労働行政に関する事務等を行う係長相当職の業務

3 募集人員

1 名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11 年以上
- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13 年以上
- ・ 高等学校を卒業した者 15 年以上

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6 及び付則第 8 条（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満 62 歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

原則、令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

宮崎労働局及び県内の公共職業安定所（ハローワーク）

おおよそ 1～3 年に一度人事異動があり、部署若しくは勤務地が替わります。

また、異動先により転居が必要な場合があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募書類・応募方法

(1) ・ハローワーク紹介状

・履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。写真を貼付のうえ、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文 課題：「宮崎県における職業安定行政の課題に対してどのように取り組むべきか。また、その中で自身のこれまでの業務経験をどう活かしていくのか」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で 5 枚程度）

(3) 応募先

(1) 及び (2) を封筒に同封し、宮崎労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。

あて先は下記 13 のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で御記載ください。

11 応募期限

令和7年12月24日（水）必着

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和8年1月20日（火）予定

第1次選考を通過した方には郵送または電話にて通知いたします。残念ながら通過されなかった方には後日郵送にて結果を通知します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和8年1月25日（日）実施予定

（詳細な面接時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和8年2月上旬予定

合否にかかわらず第2次選考の対象者に連絡します。

13 応募等に関する照会先

宮崎労働局総務部総務課

住所 〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課人事係

電話 0985-38-8820

（別紙）

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（26 万円～35 万円程度。一般的な例。）
- 2 条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 【令和 8 年度】
 - 「扶養手当」
扶養親族のある方に支給されます。
 - 「住居手当」
借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる方、月額最高 28,000 円
 - 「通勤手当」
交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり上限あり）
 - 「期末手当・勤勉手当」
いわゆるボーナスとして、1 年間に俸給等の約 4.60 か月分（令和 7 年度実績）
令和 8 年 6 月期の期末手当・勤勉手当については勤務期間に応じた手当額になります。
予めご了承ください。